

松伏町制50周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用要綱
平成30年12月28日町長決裁

1 目的

この要綱は、市民活動団体や企業、学校等（以下「団体等」という。）が松伏町の町制50周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）を使用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 ロゴマーク等

ロゴマーク等は、次のとおりとします。

(1) ロゴマーク



(2) キャッチフレーズ

緑と笑顔に囲まれ50周年

3 使用できる期間

2020年3月31日まで

4 使用できる範囲

使用できる範囲は、団体等の実施イベントのPR素材や各種印刷物への掲載とする。ただし、次の場合は使用できない。

- (1) 松伏町の信用や品位を損なう又は損なうおそれがあると認められる場合
- (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用する又は使用するおそれがあると認められる場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (4) ロゴマークの形状を変形させ、又は決められた色彩等を変更して使用する場合

(5) その他、著しく不相当と認められる場合

5 使用の届け出

ロゴマーク等の使用を希望する場合は、あらかじめ町制50周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用届出書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、「松伏町制50周年」の冠使用の承認を受けている事業で使用する場合は除く。

6 使用上の遵守事項

ロゴマーク等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの形状及び色については、別記を参照のうえ、同等とみなせる程度のもを使用すること。ただし、色については白黒も可とする。
- (2) ロゴマークを使用する際には、「松伏町制50周年」の表記を付すこと。
- (3) ロゴマーク及びキャッチフレーズはできるだけ同時に使用すること。

7 台帳の整備

町長は、第4条の規定による届出を受理したときは、ロゴマーク等使用台帳(様式2号)により記録しなければならない。

8 使用の報告

ロゴマーク等を使用した場合、使用箇所が分かるもの(完成品のコピーや写真でも可)を1部提出するものとする。

別記

使用例

